

## はじめに

本書の執筆・編集にあたっては執筆者と編集者で議論を重ね、学生の学びを助けるために、以下の5つの工夫を凝らしている。

第1に、いずれの章も冒頭に各章のテーマに関わる「問い (QUESTION)」を提起し、これらの「問い」に答える形で第2節以降の解説を行うという流れで構成されている。このような構成を採用した理由は、学生が教員の説明を一方的に聞いて家族社会学の知識を覚えるのではなく、(講義形式の授業であっても)「自分の頭で考える姿勢」やそのために必要となる「論理的思考力」「分析力(統計データや資料などを読み解く能力)」も同時に身につけられるようにしたいと考えたからである。「家族」のあゆみと現状を家族社会学の知見に基づいて理解したうえで、今後の「家族」と「家族」を取り囲む社会や制度のあり方についてみなさん1人ひとりが意見や展望をもてるようになることをめざすと同時に、本書を窓口として社会学のおもしろさ、社会学的な考え方や分析の仕方についても触れてほしいと考えている。

第2に、各章の初めにその章で扱うテーマを端的に示す「キーワード (KEYWORD)」を示すことにより、学生が学ぶ内容についての見通しをもちやすくなるようにしている。なお、「キーワード」の意味や内容については本書の記述だけでも理解できるように心がけたが、さらに調べたい場合には、「家族」に関する代表的な事典である『事典家族』(比較家族史学会編, 1996年, 弘文堂)のほか、「家族」に関するさまざまな現象や理論などを簡潔に解説している『論点ハンドブック 家族社会学』(野々山久也編, 2009年, 世界思想社)や『よくわかる現代家族』(神原文子・杉井潤子・竹田美知編, 2009年, ミネルヴァ書房)が役に立つだろう。なお、社会学の事典や辞典であれば、『新社会学辞典』(森岡清美・塩原勉・本間康平編, 1993年, 有斐閣), 『社会学事典』(日本社会学会社会学事典刊行委員会編, 2010年, 丸善), 『現代社会学事典』(大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編, 2012年, 弘文堂)などがよく使われている。持ち運びやすい大きさの辞典としては『新版増補版 社会学小辞典』(濱嶋朗・竹内郁郎・石川晃弘編, 2005年, 有斐閣)がある。

第3に、学生が主体的に取り組むことによって理解を深められるよう、各章末に複数の「課題 (EXERCISE)」を用意している。官公庁のホームページなどで収集した統計データを整理し、その結果を学生同士で議論する課題、アンケート調査やインタビューなどの社会調査を実際に行う課題、家族に関する映画やテレビ番組のDVDを見て議論する課題など、さまざまなタイプの課題を設けたので、学生や担当教員の興味・関心などに応じて自由に選んでいただきたい。

第4に、紙幅の都合上、本文で詳しく取り上げるのでできなかった「家族」をめぐる新たな動きや、「家族」をより深く理解するために重要と考えられる概念や法制度などについては「Column」として収めている。こちらについても、「課題」と併せて授業内外で活用していただきたい。

第5に、本書は大学で半期 (15回) の授業で教科書として利用することを基本的には想定しているが、学生の興味・関心やクラスの特性などにあわせて、さまざまな利用方法ができる構成にもなっている。講義形式の授業での用い方としては、1章を平均2回の授業で解説するスタイルが標準的となるが、たとえば福祉・医療系の学生を対象とした授業では第1章の後に、第3章 (家族・貧困・福祉)、第5章 (就業と家族)、第6章 (妊娠・出産・子育て)、第7章 (親-成人子関係のゆくえ) を中心に取り上げるといった用い方もできるだろう。

また、ゼミなどの少人数授業の場合には1週目に本文の解説を終え、2週目以降に学生がグループ単位で課題に取り組むという用い方もできるだろう。第1の特徴として説明したように、特に少人数授業で用いる場合には、「家族社会学」の科目に限らず、社会学を初めて学ぶ1年生や、社会学を専攻しない学生が社会学に触れる入門書としても活用できるように工夫を凝らした。

一定の水準を保ちつつ、教科書としての読みやすさや学ぶ楽しさも重視しながら執筆にあたったが、既存の社会学理論や仮説に加えて、「家族」の新しい研究動向や社会現象もできるだけ盛り込みたいと考えたため、難しく感じられる部分もあるかもしれない。本書が「家族」を社会学的観点からとらえるにあたってのみなさんのよきパートナーとなることを願っている。

本書の編集にあたっては、有斐閣書籍編集第2部の堀奈美子さんにたいへん

お世話になった。すべての研究会にご参加いただき、本書の企画から出版に至るまでの全過程を見守り、適切な助言やサポートをしていただいたことに深く感謝申し上げます。

2015年1月

著者一同

刊行後の追加情報などは以下のウェブサイトを提供する予定です。

[http://www.yuhikaku.co.jp/static/studia\\_ws/index.html](http://www.yuhikaku.co.jp/static/studia_ws/index.html)

## 著者紹介

岩間 暁子 (いわま あきこ)

担当 第1, 3, 5章, 8章 (共同執筆)

立教大学社会学部教授

主 著

『少子化時代の家族変容——パートナーシップと出生行動』(分担執筆, 阿藤誠ほか編) 東京大学出版会, 2011年。『女性の就業と家族のゆくえ——格差社会のなかの変容』東京大学出版会, 2008年。『マイノリティとは何か——概念と政策の比較社会学』(ユ・ヒョジョンと共編) ミネルヴァ書房, 2007年 (2012年に韓国語訳出版)。

### 読者へのメッセージ

誰もが何らかの「家族」に関する経験や期待をもっているだけに、「家族」を相対的にとらえることは案外難しいことかもしれません。本書で学んだ知識が実感をとまなう形での理解につながるのもっと後になるかもしれませんが、みなさんが自分の人生をみつめ、歩んでいくなかで、「家族」の存在や意味、社会のあり方、他者との関係性などを考える際にこの本が何がしかの意味をもつのであれば幸いです。

大和 礼子 (やまと れいこ)

担当 第4, 7章, 8章 (共同執筆)

関西大学社会学部教授

主 著

『東アジアの労働市場と社会階層』(分担執筆, 太郎丸博編) 京都大学学術出版会, 2014年。『生涯ケアラーの誕生——再構築された世代関係／再構築されないジェンダー関係』学文社, 2008年。『男の育児・女の育児——家族社会学からのアプローチ』(斧出節子・木脇奈智子と共編) 昭和堂, 2008年。

### 読者へのメッセージ

知識だけでなく、「考える」方法や、考えを「伝える」方法も学べるようにと、この本をつくりました。そのために各章のはじめに「問い」を示し、可能な限り「問い→仮説の提示→根拠(データ)の提示→結論(問いに対する答え)」という形で議論を進めています。この本とともに、家族に関するさまざまな現象を考えたり、調べたり、議論したりして、学ぶことのおもしろさを味わっていただけたらうれしいです。

田間 泰子 (たま やすこ)

担当 第2, 6章, 8章 (共同執筆)

大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授

主 著

『岩波講座日本歴史19 近現代5』(分担執筆, 大津透ほか編) 岩波書店, 2015年。

『リスク社会のライフデザイン——変わりゆく家族をみすえて』(分担執筆, 宮本みち子・岩上真珠編) 放送大学教育振興会, 2014年。『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社, 2006年。

#### 読者へのメッセージ

ふだんは身近な存在の家族ですが、本書を通して、その大切さ・危うさとともに、歴史性や国家政策との深い関わりを学んでいただけると嬉しいです。大切な家族だからこそ、誰にとってもよりよいあり方が可能になるよう、みなさんと一緒に考えていきたいです。

# 目次

## CHAPTER 1

### 「家族」を読み解くために 1

---

本書の視角と構成

- 1 はじめに——「家族」の多様化と政治性……………2  
多様化する家族——晩婚化・未婚化・少子化の影響 (2)  
独身の子どもによる介護をめぐる問題 (3) 夫婦別姓をめぐる動き (4) 「年金制度」と負担の不正さ (5) 「寡婦控除」における未婚で出産した女性の扱い (6)
- 2 日本の家族の変化——世帯、ライフイベント、価値観に着目して…7  
世帯構成の変化 (7) ライフイベントを経験する順序 (8)  
「家族が一番大切」と考える人の増加 (11)
- 3 近代社会の編成原理とジェンダー……………12  
公的領域と私的領域 (12) セックスとジェンダー (15)
- 4 本書の視角……………15
- 5 本書の構成……………18

## CHAPTER 2

### 「近代家族」の成立 23

---

- 1 はじめに——現代家族を理解するために……………24
- 2 家族は歴史的に変化するか……………25  
核家族普遍説 (25) 核家族=近代家族論 (27) まとめと課題の確認 (30)
- 3 家族の地域的多様性と歴史的变化……………30  
母子関係中心説／ネットワーク論的家族論 (30) 日本の村落社会研究 (32) 歴史人口学 (33) 家族の近代化と地域差 (36)
- 4 家族をめぐる社会状況の近代化……………38  
家族制度の近代化 (38) 近代家族に残された不平等 (41)  
産業の近代化と家族 (41) 家族と社会状況の近代化 (43)
- 5 近代家族と近代化……………43

- 1 はじめに——「一億総中流」から「格差」そして「貧困」へ……50
- 2 貧困をめぐる議論……52
  - 絶対的貧困と相対的貧困 (52) 貧困の原因に関する2つの見方——個人? 社会? (53)
- 3 家族と貧困——どのような家族が貧困状態にあるのか……55
  - 女性の貧困率は男性よりも高い (55) 世帯類型と貧困 (56) 働いても貧困からの脱出が難しい日本の母子世帯 (58) 貧困の女性化 (59)
- 4 福祉レジーム類型と家族……60
  - 人生における3つのリスク (60) 福祉レジームの3類型——「自由主義」「社会民主主義」「保守主義」(62)
- 5 日本の生活保障システムの特徴とその限界……66
  - 3類型に対する批判 (66) 日本の生活保障は「男性稼ぎ主」型 (66)
- 6 社会的包摂に向けて……69

- 1 はじめに——結婚は衰退しているのか、変化しているのか……78
  - マクロな視点とミクロな視点 (78) 近代化と結婚——衰退論と適応論 (79) 本章の問い (80)
- 2 結婚とは何か……81
  - 結婚の機能 (81) 制度としての結婚 (84) 日本における結婚制度の変化——明治民法の家制度から現行家族法へ (86) 現行家族法における結婚制度の問題点 (87) 社会の変化と結婚の変化 (88)
- 3 未婚化という変化……91
  - 未婚化が社会に与える影響 (91) 未婚化の要因に関するさまざまな仮説 (91) 未婚化の要因に対するデータでの検討 (93) 未婚化への社会的対応 (96)

- 4 離婚における変化……………97  
 統計からみる離婚の概況 (97) 離婚についての意識 (98)  
 離婚制度 (99)
- 5 パートナーシップの多様化……………103  
 欧米の状況 (103) 日本の状況 (104)

CHAPTER  
5

就業と家族

109

- 1 はじめに——ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて……………110
- 2 男女で大きく異なる働き方……………111
- 3 男女格差の温存と女性労働者の二極化……………116  
 「男女雇用機会均等法」による変化 (116) 役職にみられる男女格差の温存 (117) 男女間の大きな賃金格差 (117)  
 「子育て」という障壁 (119) 女性労働者の二極化 (119)
- 4 私的領域における性別役割分業の実態……………123  
 生活時間にみられるジェンダー差 (123) 家事分担の規定要因に関する仮説 (125) 独身者やひとり親世帯の困難 (128)
- 5 新たな家族モデル・社会保障の構築に向けて……………130

CHAPTER  
6

妊娠・出産・子育て

137

- 1 はじめに——性・生殖と家族……………138
- 2 少子化と戦後日本の家族……………140  
 少子化の原因は何か? (140) ロマンティック・ラブ・イデオロギーと子どもを産むこと (143) 少子化は続くのか? (146)
- 3 現代日本で子どもをもつということ——なぜ子どもをもつのか 147  
 誰が子育てをしているか (149) 子育てを支える社会とは (151)
- 4 親とは誰か、子とは誰か……………153  
 生殖補助技術と親子関係 (153) 養子と里子 (158) 望

CHAPTER  
**7**

**親 - 成人子関係のゆくえ**

165

- ① はじめに——変化する親 - 成人子関係……………166
- ② 親 - 成人子関係についての理論枠組み……………167  
核家族孤立化論（168） 修正拡大家族論（169） 文化的規範論（169） 人口学的要因論（169） 政策・制度論（170）
- ③ 親 - 成人子関係を取り巻く社会環境の変化……………171  
産業化（171） 人口学的変化——長寿化と少子化（171） 政策・制度の変化（172）
- ④ 親 - 成人子関係はどう変化したか……………178  
同居（178） 相続（182） 経済的援助と世話的援助（183） 親 - 成人子の援助関係における「3つの原則の並存」（187）
- ⑤ 少子高齢化・経済のグローバル化の影響……………191

CHAPTER  
**8**

**個人・家族・親密性のゆくえ**

197

- ① はじめに——新たな家族像の模索……………198
- ② 公共圏と親密圏……………199  
「親密性」と「親密性の変容」（199） 日本社会における「親密性」概念（201） 「親密圏」の2つのタイプ——欧米型と日本・韓国型（203）
- ③ グローバル化と多民族・多国籍化する家族……………205  
日本における国際結婚の増加（205） 韓国の「多文化家族支援法」（207）
- ④ セクシュアル・マイノリティ（LGBT）……………209
- ⑤ 多様化する家族の承認・包摂に向けて……………211

**Column ● コラム一覧**

① 圧縮された近代と家族	44
② 子どもの貧困と地方自治体の取り組み	74
③ 第二次世界大戦後の日本における離婚制度	100
④ 感情労働	128
⑤ 障害と家族	156
⑥ 家族計画 (family planning, planned parenthood)	157
⑦ 高齢者と子の同居・別居についての国際比較	188
⑧ 親-成人子の援助関係についての東アジアでの国際比較	190

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

## KEYWORD

結婚の衰退論と適応論 性別分業型の結婚 ロマンティック・ラブ 明治民法と現行民法 未婚化 離婚の破綻主義 パートナーシップの多様化

## QUESTION

- 1 結婚とは何か（たとえば人々にとって結婚はどのような点で重要か、また法・制度は結婚をどのように規定しているか）？
- 2 未婚化や離婚の増加は、結婚の衰退と考えられるか、あるいは現代社会に適応するための変化と考えられるか？

## 1 はじめに

III 結婚は衰退しているのか、変化しているのか

### マクロな視点とミクロな視点

結婚についての社会学的研究は大きく2つに分けることができる。1つめはミクロ（微視的）な視点からの研究で、結婚内部の人間関係（たとえば夫婦の役割関係、情緒関係、権力関係など）に焦点を合わせて結婚を考察する。2つめはマクロ（巨視的）な視点からの研究で、結婚を取り巻いている社会に目を向け、社会との関係から結婚を考察する（たとえば社会の変化は結婚にどのような影響を及ぼすかなど）。たしかに結婚内部の人間関係（ミクロ）は、それを取り巻く社会（マクロ）から大きな影響を受ける。そこでこの章ではマクロな視点からの結婚についての研究に焦点をあてる。

この節では近代化によって結婚がどう変化したかについて2つの考えを紹介し、問いを提示する。次の第2節では結婚とは何か、結婚は第二次大戦後はどう変化したかについて、機能と法・制度という2つの側面からみていく。続いて近年の結婚の変化として第3節では未婚化、第4節では離婚の増加に注目し、それぞれの要因や社会的対応について検討する。最後に第5節では結婚を取り巻く変化を「パートナーシップの多様化」ととらえ、多様なパートナーシップ

を正当なものとして承認し、社会のなかに位置づける（包摂する）にはどうすればよいかについて、日本と他の社会との比較をもとに考える。

## 近代化と結婚——衰退論と適応論

マクロな視点からの結婚研究における中心的な問いは、近代化の進展が結婚にどのような影響を及ぼすかである。これについては、近代化によって「結婚は衰退している」という議論（衰退論と呼ぼう）と、「社会に適応するために結婚は変化しているだけであり、衰退してはいない」という議論（適応論と呼ぼう）が繰り返されてきた。

19～20世紀半ば（前期近代とも呼ばれる）の欧米においては、産業化による商工業や被雇用者の拡大、市民革命による個人の自由の拡大（民主化）を背景に、家族の形態・機能が近代家族の（→第2章）それへと変化し、離婚も法的に認められるようになった。こうした社会変動を背景に、コントヤル・プレーなど19世紀の社会学者は「家族（結婚）は衰退している」と論じた（Popenoe 1988）。しかし20世紀に入ると産業化・民主化が社会に浸透し、第二次世界大戦後には社会も安定して、男は仕事、女は家庭という性別分業に基づく核家族が社会に定着してきた。こうした変化を背景に、20世紀半ばになると社会学者たちは、「家族（結婚）は衰退したのではなく、産業化・民主化した社会に適合するように変化したのだ」と論じた（ハワード 1987〔1981〕）。たとえばバージェスは、家族は制度に基づくものから友愛に基づくものに変化したと論じ（Burgess & Locke 1945）、パーソンズは、性別分業型の核家族が産業化した社会にもっとも適合していると論じた（パーソンズ&ベールズ 1981〔1955〕）（→第2章）。ただしパーソンズの考えは、フェミニストやLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど。→第8章）の権利を擁護する人々から、性別分業に基づく核家族や性別分業型の結婚は、一見民主的に見えるが、実際は女性やLGBTを抑圧するものであり、こうした家族・結婚は変化する必要があると批判されている（ファインマン 2003〔1995〕；フリーダン 1977〔1963〕；赤杉・土屋・筒井 2004）。

さらに時代が進んで1960年代の後半以降（後期近代とも呼ばれる）になると、それまで安定的だった性別分業型の核家族も揺らぎ始め、離婚の増加や出生率

の低下が目立ってきた。こうした変化に対してたとえばポペノーは「家族、それも拡大家族ではなく、核家族（そしてその基盤である結婚）が衰退している」と主張した（Popenoe 1988）。

これに対しても、家族（結婚）は衰退しているのではなく、社会に適應して変化しているのだという反論がある。ではどのように変化しているのか。1つめの考え方は結婚の「個人化」論である。この論によると、過去の社会ではある程度の年齢になれば結婚するのがあたりまえという社会規範があり、そのための社会的仕組み（お見合いなど）があったが、近年、結婚するかどうかは個人が選択するもので周囲が強制すべきでないと考えられるようになったという。個人化論は、「個人の自由の拡大」といったプラス面に注目するものが多いが、ベック（1998 [1986]）のように「リスクの個人化」（つまり個人がすべてを決定・遂行し、失敗の責任も個人が負わねばならない）というマイナス面を強調する議論もある。

2つめの考え方はギデンズによる「純粋な関係性」論である（ギデンズ 1995 [1992]）。この論によると、過去の社会では、法や社会規範から逸脱しないよう、あるいは経済的利益を得るために、人々は家族・結婚といった親密な関係を結んできたが、現代社会では「純粋な関係性」のために（つまり「その人と一緒にいたい」など関係自体を目的にして）親密な関係を結ぶようになったという（→第8章）。

## 本章の問い

本章では、主に1960年代後半以降における結婚の変化に注目する。この時期から現在に至る期間、結婚は衰退しているのか、それとも新しい社会に適應して変化しているのか。もし変化しているとすればどのように変化しているのか。「個人化」や「純粋な関係性」といった変化はみられるのか。こうした問いに答えるために、結婚とは何か、どう変化してきたのか、その背後にはどのような社会の変化があるのかといったことについてみていく。

## 2 結婚とは何か

### 結婚の機能

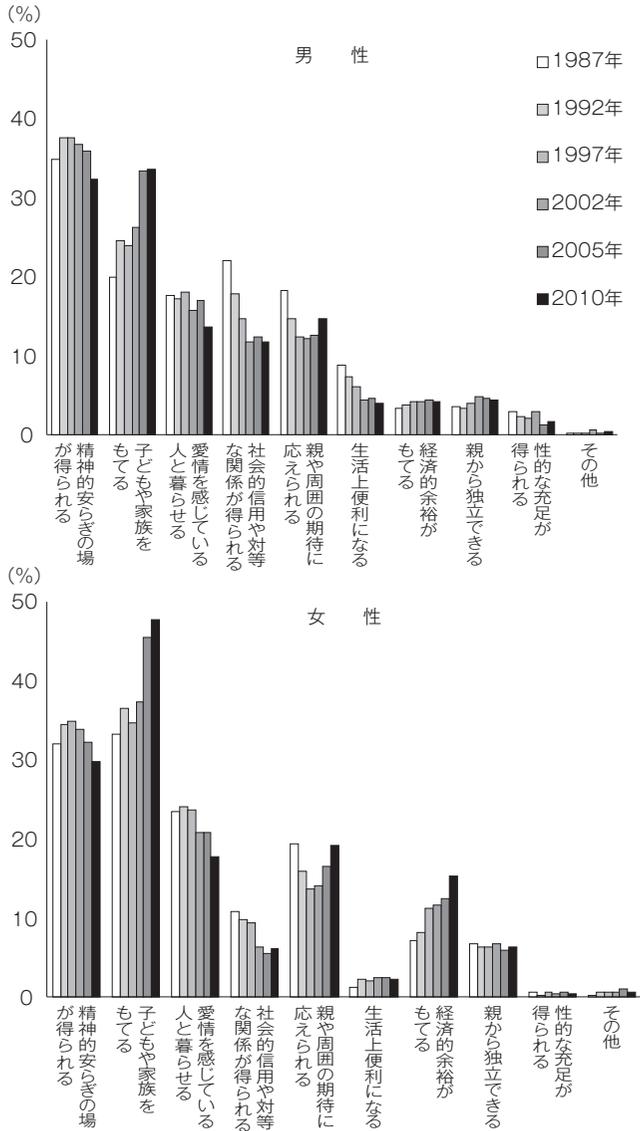
結婚とは何か。たとえば同棲と比較すると、似ている点として、何があげられるだろう。たとえば、性愛によって結ばれた2人が共同生活することだろうか。では異なる点は何か。たとえば、永続性、結婚式や婚姻届け、子どもをもつことなどが、結婚にはあって同棲にはない点だろうか。

ここではまず、現代日本の若者が結婚にどのような機能（役割）を期待しているかという点から考えよう。結婚の機能については次のような議論がある。まず家族史の研究は、近代社会における結婚をロマンティック・ラブと呼び、ロマンティック・ラブの特徴として、愛・性・生殖が結婚に限定されるという点をあげている。たとえば近代より前の社会では、結婚相手のほかに愛人を持ち、その人と性関係をもつだけでなく、子どもをもうけることに許容である場合や、むしろ奨励される場合があった。しかし近代になると、ロマンティック・ラブの普及により、愛・性・生殖が結婚内に限定され、結婚外の愛・性・生殖は不適切だとみなされるようになった（落合 1989）。こうした研究から、近代社会においては、「愛」「性」「生殖」が結婚の重要な機能であるという仮説を立てることができる。

また山田（1994）は近代以降の家族に期待される機能（役割）として、家族メンバーが「お互いに情緒的満足を得たり不満を処理する責任を負うこと」と「お互いの一定の生活水準の確保と労働力の再生産に責任を負うこと」の2つであると論じている。これらはそれぞれ「愛」と「生活保障」と言い換えられる。山田の議論からは、近代社会においては「愛」と「生活保障」が結婚の機能だという仮説を立てることができる。

では、「愛」「性」「生殖」「生活保障」という4つのうちのどれを、現代日本の若者は結婚に求めているだろうか。図4-1に示したように、結婚することの利点として男女ともに多くの人があげているのは「子どもや家族をもてる

CHART 図4-1 結婚することの利点



(注) 18～34歳未婚者のうち何%の人が各項目を主要な結婚の利点(2つまで選択)として考えているかを示す。

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所 2010。

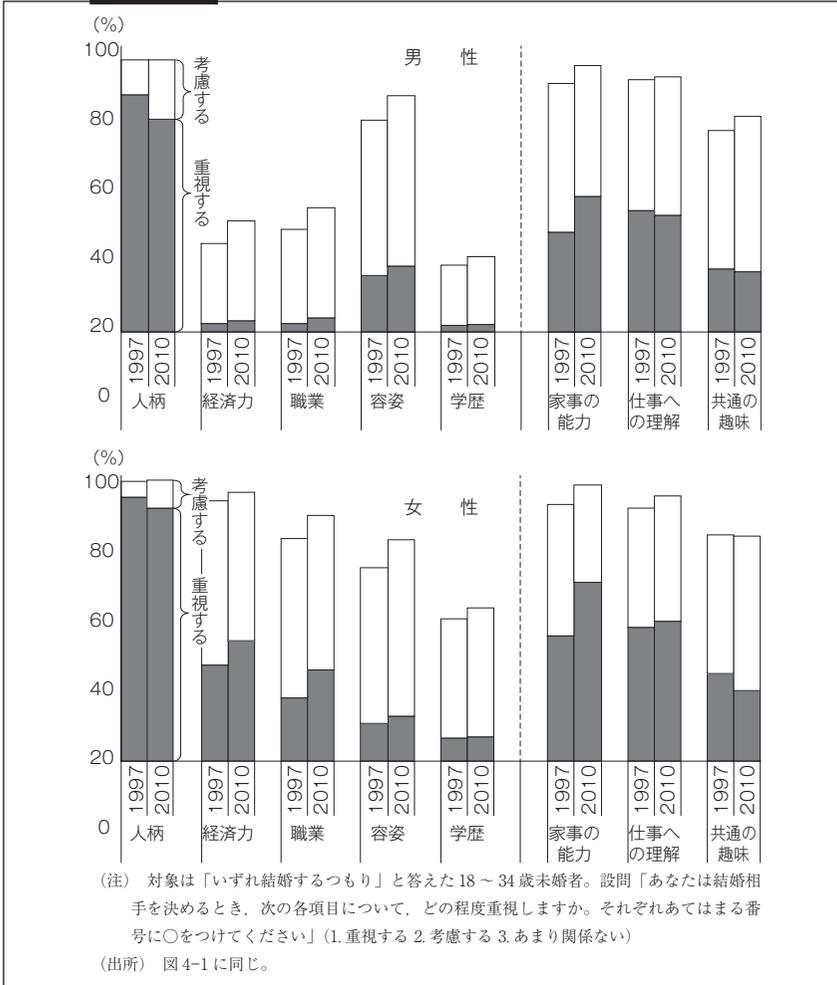
(≒生殖と生活保障)」「精神的な安らぎの場が得られる(≒愛)」「現在愛情を感じている人と暮らせる(≒愛と生活保障)」である。つまり現代日本の若者が結婚に期待している主な機能は、①愛、②生活保障、③生殖の3つであるといえる。これらと異なり「性的な充足(≒性)」は、結婚だけに期待するものとは考えていないようである。現代日本の若者は、結婚前の性関係に許容的である(→本章第5節)ことから、こう考えることができる。

では①愛、②生活保障、③生殖という結婚に対する期待は、時代によって変化しているのか、また男女で同じだろうか。図4-1で1980年代～2010年の変化に注目すると、まず男女で共通の変化として、「子どもや家族をもてる(生殖と生活保障)」は近年急増している。一方「精神的な安らぎの場が得られる(愛)」と「愛情を感じている人と暮らせる(愛と生活保障)」は近年減少傾向にある。こうした変化は何を意味しているのだろうか。たとえば「③生殖は結婚の中でしかできないが、①愛しあうことは結婚の中とは限らない」という意識が強まっていると解釈することも可能である。

一方、男女で異なるのは、結婚に対する「生活保障」面での期待である。男性では「生活上便利になる」が減少しているのに対し、女性では「経済的余裕がもてる」が逆に増加している。つまり男性は結婚において、家事という形での生活保障をあまり重視しなくなっているのに対し、女性は経済的支援という生活保障をより重視するようになってきているのかもしれない。

次に図4-2で結婚相手に求める条件をみると、まず男女で共通なのは、「人柄」を重視する人がもっとも多く、次いで「家事の能力」「仕事への理解」を重視する人も多いことである。次に男女で異なるのは、男性では相手の「容姿」を重視する人が女性よりやや多いのに対して、女性では相手の「経済力」や「職業」を重視する人が男性に比べて圧倒的に多いことである。このことから、先述と同様に、結婚における「生活保障」には性別分業があり、稼ぎ主役割は主に男性に期待され、それに対する未婚女性からの期待が近年特に高まっているといえる。この点に注目すると先に紹介した「純粋な関係性」論は、現代日本では必ずしも当てはまらないといえる。

図 4-2 結婚相手の条件として考慮・重視すること(1997年と2010年)



## 制度としての結婚

次に制度という面から結婚とは何かについて考えよう。文化人類学者のステーブンス(1971〔1963〕)は、永続的であるという観念をもって企図され、公に披露されることをもって始まる、社会的に適法な性的結合で、多かれ少なかれ明示的な契約に基づいており、その契約は当事者間の権利・義務を明示するもの、と結婚を定義している(善積 2009)。つまり結婚とは、①性的結合、

②持続的関係性の観念（たとえば「死が2人を分かたずまで愛し合うことを誓う」といった観念）、③社会的に適法な性的結合（たとえば多くの社会で近親者間の性関係や結婚を禁止する規範があり、これをインセスト・タブーと呼ぶ。ただしどの範囲を近親婚としてタブー視するかは社会によって異なる。現代日本で法的に禁止されているのは、直系血族〔親子、祖父母と孫など〕、三親等内の傍系血族〔兄弟姉妹間、おじ姪、おば甥〕、直系姻族〔義理の親子〕、養親とその直系尊属、養子とその直系卑属の結婚である。しかし『古事記』や『日本書紀』には王族・皇族において異母兄弟姉妹婚やおじ姪婚の例が数多く記載されている）、④社会的承認（たとえば親族・近隣の人・友人・仕事関係者などを前にして行う結婚式や、婚姻届を役所に提出して戸籍に登録するといった公的な結婚登録など）、⑤社会的に明示された当事者間の権利・義務（たとえば日本の現行家族法によると、夫婦には同居、協力、扶助といった義務があり、当事者の合意なくこれに違反すると法律に基づいて同居請求や婚姻費用の分担請求ができるなど）、といった要素によって定義できる。

上記のような結婚の要素は、同棲と比較するとどの点が似ており、どの点が異なるだろうか。結婚と同棲は、①性的結合という点では似ている。しかし②持続的関係性の観念は、同棲ではそれほど強くないことが多いし、③社会的に適法ということも、同棲ではそれほど強く求められない（たとえば近親者間において、内縁関係は公的に認定されうるが、婚姻届は受理されない）。さらに④社会的承認や、⑤権利・義務の社会的明示といったことも、同棲では行われないことが多い。つまり③④⑤の要素は、結婚が単なる私的な関係ではなく、公的な関係、いわば制度であることを示している。

ではなぜ結婚においては、③どのような関係を結婚と認めるかを法的に定め、それを④社会的に承認し、⑤当事者間の権利・義務を法律で定めるのか。二宮(2007)は次のように説明している。先にみたように家族には、「愛」「生殖」「生活保障（子どもの世話・教育も含む）」といった重要な機能がある。これらは家族にとって重要なだけでなく、社会にとっても人口の維持、労働力の再生産、文化の伝承と保持、社会の安定化などを意味し、家族がこのような機能を果たさないと社会は成り立たない。そこで社会（近代社会では国家）は、家族を形成する基礎となる結婚を、単に私的な関係ではなく法律上の制度とし、③どのような人が結婚できるかを定め（たとえば婚姻適齢、重婚や近親婚の禁止など）、④

# 事項索引

## ● あ 行

アイデンティティ・ポリティクス 209  
新しい社会的リスク 70  
新しい貧困 69  
圧縮された近代 204  
アンダークラス 69  
家制度 16, 26, 33, 40, 86  
育児 111  
育児休業制度 121  
育児休業法（育児・介護休業法） 121, 150  
育児ネットワーク 152  
育児不安 152  
異性愛 199, 204, 210  
一億総中流社会 50  
移民 205  
インセスト・タブー 85  
M字型就労 112  
LGBT 79, 205, 209, 211  
夫の家事・育児参加 152  
親子関係 153, 166  
親-成人子関係 167

## ● か 行

介護 3, 111, 129, 176  
階層的リスク 60  
科学技術 139, 145  
核家族 16, 25, 79, 87, 201  
核家族孤立化論 26, 29, 168  
核家族世帯 7  
核家族普遍説 25, 29, 30  
格差社会 50  
家事 111  
家事分担の規定要因 125  
稼ぎ主役割 92, 94, 125, 131, 151, 172, 178  
家族 7  
——の多様化 132  
家族機能縮小説 25  
家族社会学 15, 17, 125

家族主義 65, 68, 211  
家族政策 208  
家族法 85, 87, 187  
寡婦控除 6  
企業福祉 67, 68, 125  
虐待 129, 151  
強制的夫婦同氏（制） 87, 187  
近代化 24, 36, 38, 40, 79, 168, 204  
近代家族 27, 40, 43, 79, 201, 203  
近代家族論 27, 34, 139  
近代国民国家 38  
グローバル化 96, 191, 198  
ケア 67  
ケア役割 131  
経済成長率 146  
結婚移民 207  
結婚の衰退論 79  
結婚の適応論 79  
憲法 40, 145  
公共圏 200  
合計特殊出生率（TFR） 140-42, 144, 145, 172  
公的領域 13, 29, 111, 198, 199  
高度経済成長 68, 172  
高齢化 211  
高齢期 52  
国際結婚 204, 205, 207  
戸主 38, 86  
互酬性の原理 63  
個人化 80, 202  
個人主義 92, 203  
戸籍 86  
戸籍法 38, 87, 145  
子育て 149  
子育て期 52  
子育て支援 151, 161  
国家 5  
子ども期 52  
子どもの権利 157  
婚姻率 89  
婚外子 103

婚活 97

● さ 行

財産分与 102

再生産 12, 68, 199

里親制度 160

里子 158, 160

サード・セクター 66

産業化 79, 168, 170, 171

産業構造 41, 43, 145, 171

三世代世帯 7

三世代同居 8, 28, 179

サンボ 143, 210

残余主義 176

ジェンダー 15, 16, 62, 67, 170

ジェンダー格差 59

ジェンダー差 113

ジェンダー平等 201

ジェンダー不平等 211

仕事と生活の調和憲章 131

事実婚 4, 103, 105

市場 13

市場志向型 67, 172

私的援助 191

私的領域 12, 29, 62, 111, 123, 198, 199

児童養護 160

自発的未婚 91, 93

資本主義 14

社会階層 126, 170

社会主義 14

社会政策 61

社会的経済 66, 67

社会的ネットワーク 31, 32

社会的排除 70

社会的分業 26

社会的包摂 70, 211

社会保障制度 42, 60

社会民主主義型 113

社会民主主義レジーム 62, 64

シャドウ・ワーク 13

就業率 111

自由主義レジーム 62, 63

修正拡大家族 31

修正拡大家族論 169

出自を知る権利 160

純粋な関係性 80, 83, 200

生涯未婚率 2, 90, 146

消極的破綻主義 101

少子化 3, 140, 144, 145, 170, 211

少子化対策 156, 211

少子高齢化 3, 96, 110, 131, 191

承認 211

初婚年齢 2, 37, 90, 144

女性労働力率 112, 140, 141

進学率 141

人口学的要因論 169

人工授精 153

人口政策 145

人口置換水準 140, 146

人口転換 145, 148

人工妊娠中絶 139

人口変動 43

人口ボーナス 45

人口抑制政策 161

親族 31

親族ネットワーク 152

親密圏 198, 200-03

親密性 198, 200-02

——の変容 200, 201, 210, 211

生活時間 123

生活保障システム 67

生活保障制度 172

正規雇用 94, 119, 172, 178, 182

政策・制度論 170

生産 12

政治性 6, 17

生殖 138, 143, 145

生殖補助技術 139, 153, 156, 210

性的多様性 210

性的マイノリティ 158

制度 24

性同一性障害 158

制度的家族 25

性別分業型の双系 177, 184, 185, 187

性別役割分業 15, 27, 29, 68, 88, 111,

116, 123, 125, 127, 131, 200, 210

性別役割分業型の家族 204

生命倫理 155, 161  
セクシュアル・マイノリティ 199, 209  
セクシュアル・ライツ 157  
世帯 7  
世代間リスク 61  
積極的破綻主義 100, 102  
絶対的貧困 52  
専業主婦 16, 116, 149, 172  
専業主婦願望 115  
専業主婦世帯 113  
選別主義 65  
相続 182, 186  
相続差別 105  
相対的貧困 52, 53  
相対的貧困率 55, 59  
尊属 40  
村落社会研究 32

## ● た 行

第一次産業 42, 168, 171  
第一子出産年齢 144  
体外受精 153, 154  
第三次産業 42, 169, 171  
第二次産業 42, 168, 171  
代理出産 153, 155, 156  
脱家族化 64, 203  
脱商品化 64  
多文化家族 207, 208  
多文化家族支援法 207, 208  
多様性 17, 35  
男女雇用機会均等法 6, 116  
男女の賃金格差 117, 125  
単身世帯 56, 211  
男性稼ぎ主型 67, 172  
——の結婚 96  
——の生活保障 178, 180  
単独世帯 7  
地域差 36, 37  
嫡出 40  
嫡出子 146  
——の推定 41  
直系 40  
直系家族 32, 86  
直系親族 27

TFR →合計特殊出生率  
伝統的家族 35, 37  
同居 179, 182  
同棲 81, 85, 103, 202  
同性愛 199, 210  
同性婚 199, 210  
同族団 32  
ドメスティック・バイオレンス 207  
共稼ぎ型の結婚 97  
共働き世帯 113

## ● な 行

日本国憲法 86  
妊娠先行型結婚 104, 149, 202  
年金制度 5, 175

## ● は 行

ハーグ条約 159  
破綻主義 102  
パートナーシップの多様化 105  
晩婚化 2, 37, 144-46, 148, 211  
晩産化 144  
非自発的未婚 92, 93  
非正規雇用 94, 119, 131, 180  
卑属 40  
非嫡出子 143, 144, 148  
ひとり親世帯 57, 58, 128, 211  
避妊 139  
貧困 50, 61, 130  
——の女性化 59  
貧困線 52  
夫婦財産別産制 88  
夫婦同氏(原則) 4, 41  
夫婦別姓 5  
——選択的—— 4  
福祉国家 42, 61  
福祉レジーム 61, 62, 66, 113, 204  
——の3類型 62  
父系 168  
父系優先 182, 184, 187  
父子世帯 57  
不妊 139  
不妊治療 210  
普遍主義 64, 176

- 文化的規範論 169
- 平均寿命 171
- 平準化 38
- 傍系親族 27
- 包摂 →社会的包摂
- 法律 24
- 法律婚 103
- 母系家族 31
- 母子世帯 6, 31, 57, 58
- 保守主義型 113
- 保守主義レジーム 62, 64
- ま行
- マルクス主義フェミニズム 13
- 見合い結婚 87, 93, 206
- 未婚化 3, 91, 144, 145, 146, 211
- 民法 38, 86, 145
- 無償労働 13, 61, 111, 124, 125
- 息子-親関係 168
- 娘-親関係 168
- 明治民法 86, 173
- や行
- 友愛的家族 25
- 有償労働 12, 61, 111, 124, 125
- 養育費 102
- 養子 158
- 養子縁組 159
- ら行
- ライフイベント 8, 34
- ライフコースにおけるリスク 61
- 離婚 79, 97, 148, 211
- 離婚率 89, 97
- リスク 29, 60, 63, 65
- リプロダクティブ・ライツ 157
- 両立支援型 67, 172
- 歴史人口学 16, 33
- 歴史性 29
- 恋愛結婚 87
- ロマンティック・ラブ 81
- ロマンティック・ラブ・イデオロギー 28, 138, 143, 144, 145, 201
- わ行
- ワーク・ライフ・バランス 110, 122, 127, 131, 150

# 人名索引

## ◆ア行

- アリエス, P. 28  
有賀喜左衛門 32  
イリイチ, I. 13  
埋橋孝文 66  
エスピノーアンデルセン, G. 60, 62, 66  
大沢真理 66, 172  
落合恵美子 170, 203

## ◆カ行

- 加藤秀一 212  
喜多野清一 32  
ギデンズ, A. 80, 132, 200, 202

## ◆サ行

- 齋藤純一 202  
シェルトン, B.A. 125  
ショーター, E. 28  
白波瀬佐和子 180  
ステーブンス, W.N. 84

## ◆タ行

- タウンゼント, P. 53  
ダフニ, J. 125

## ◆ナ行

- 野口裕二 201

## ◆ハ行

- バウマン, Z. 69  
バージェス, E.W. 25, 79  
パーソンズ, T. 25, 29, 79  
バダンテール, E. 28  
速水融 34  
バラ, A.S. 70  
ファイマン, M.A. 212  
ブース, C. 53  
ベック, U. 80  
ポベノー, D. 80

## ◆マ行

- マードック, G.P. 25, 29, 30  
マートン, R.K. 96  
牟田和恵 212

## ◆ヤ行

- 柳田國男 32  
山田昌弘 81, 180

## ◆ラ行

- ラベール, F. 70  
リトワク, E. 31  
ロウントリー, S. 52  
ロック, H.J. 25



有斐閣 ストゥディア

YUHIKAKU

問いからはじめる家族社会学——多様化する家族の包摂に向けて  
*Introduction to Sociology of the Family with New Questions:  
Toward Social Inclusion of Diversifying Families*

2015年3月10日 初版第1刷発行

2017年2月10日 初版第3刷発行

	いわ	ま	あき	こ
	岩	間	暁	子
著	や	と	れい	子
者	大	和	礼	子
	た	ま	やす	子
	田	間	泰	子
発	江	草	貞	治
行	者			
者				
発	有	斐	閣	
行	株式会社			
所				

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町2-17

電話 (03)3264-1315(編集)

(03)3265-6811(営業)

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・萩原印刷株式会社／製本・大口製本印刷株式会社

©2015, Akiko Iwama, Reiko Yamato, Yasuko Tama. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-15016-4

**JCOPY** 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。